

玄海町地域防災計画

第8編 大規模な火事災害対策

令和3年8月

玄海町防災会議

第1章 災害予防	1
第1節 災害に強いまちづくり	3
第1項 災害に強いまちの形成	3
第2項 火災に対する建築物の安全化	3
第2節 防災知識の普及、訓練	3
第1項 防災知識の普及	3
第2項 防災関連設備等の普及	3
第3項 防災訓練の実施、指導	3
第4項 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮	3
第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	4
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	4
第1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	4
第2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	4
第3項 緊急輸送活動	4
第4項 避難の受入れ及び情報提供活動	5
第5項 施設、設備の応急復旧活動	5
第6項 防災訓練の実施	5
第7項 災害復旧への備え	5
第2章 災害応急対策	7
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	9
第1項 災害情報の収集・連絡・報告	9
第2項 通信手段の確保	14
第3項 町の活動体制	14
第4項 広域的な応援体制	14
第5項 自衛隊災害派遣要請	14
第2節 救助・救急、医療及び消火活動	15
第1項 救助・救急活動	15
第2項 医療活動	15
第3項 消火活動	15
第4項 惨事ストレス対策	15
第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	15
第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	15
第2項 交通の確保	15
第4節 避難の受入れ及び情報提供活動	15
第1項 避難誘導の実施	15
第2項 指定緊急避難場所	15
第3項 指定避難所	16

－ 大規模な火事災害対策 目次 －

第4項 要配慮者への配慮	16
第5項 被災者等への的確な情報伝達活動	16
第5節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の応急復旧活動	16
第1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	16
第2項 施設・設備等の応急復旧活動	16
第3章 災害復旧・復興	17
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	19
第2節 迅速な原状復旧の進め方	19
第3節 計画的復興の進め方	19
第1項 復興計画の作成	19
第2項 防災まちづくり	19
第4節 被災者の生活再建等への支援	19
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	19

第1章 災害予防

第1節 火災に強いまちづくり

- 第1項 火災に強いまちの形成
- 第2項 火災に対する建築物の安全化

第2節 防災知識の普及、訓練

- 第1項 防災知識の普及
- 第2項 防災関連設備等の普及
- 第3項 防災訓練の実施、指導
- 第4項 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
- 第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- 第1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備
- 第2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備
- 第3項 緊急輸送活動
- 第4項 避難の受入れ及び情報提供活動
- 第5項 施設、設備の応急復旧活動
- 第6項 防災訓練の実施
- 第7項 災害復旧への備え

第1章 災害予防

この大規模火事災害対策は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害に強いまちづくり

第1項 災害に強いまちの形成

町〔関係各課〕は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの構造の形成を図る。

第2項 火災に対する建築物の安全化

- 1 町〔防災安全課〕は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するよう努める。
- 2 町〔教育課〕は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努める。

第2節 防災知識の普及、訓練

第1項 防災知識の普及

町〔防災安全課〕は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するよう努める。

第2項 防災関連設備等の普及

町〔防災安全課〕は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

第3項 防災訓練の実施、指導

「第2編 第1章 第2節 第2項 2 防災訓練の実施、指導」（共通- 15 -）を参照

第4項 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

「第2編 第1章 第2節 第2項 3 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」（共通- 15 -）を参照

第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

「第2編 第1章 第2節 第3項 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」(共通- 19 -) を参照

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

「第2編 第1章 第3節 第3項 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備」(共通- 22 -) を参照

2 情報の分析整理

「第2編 第1章 第3節 第3項 2 情報の分析整理」(共通- 23 -) を参照

3 通信手段の確保

「第2編 第1章 第3節 第3項 3 通信手段の確保」(共通- 23 -) を参照

4 職員の体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 4 職員の体制」(共通- 25 -) を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 5 防災関係機関相互の連携体制」(共通- 26 -) を参照

第2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 1 救助活動体制の整備」(共通- 33 -) を参照

2 医療活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 2 医療活動」(共通- 33 -) を参照

3 消火活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 3 消火活動」(共通- 34 -) を参照

第3項 緊急輸送活動

「第2編 第1章 第3節 第7項 緊急輸送活動」(共通- 34 -) を参照

第4項 避難の受入れ及び情報提供活動

1 避難誘導

「第2編 第1章 第3節 第8項 1 避難誘導」(共通- 36 -)を参照

2 指定緊急避難場所

「第2編 第1章 第3節 第8項 2 指定緊急避難場所」(共通- 37 -)を参照

3 指定避難所

「第2編 第1章 第3節 第8項 3 指定避難所等」(共通- 37 -)を参照

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

「第2編 第1章 第3節 第8項 4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」(共通- 40 -)を参照

5 被災者等への的確な情報伝達

「第2編 第1章 第3節 第8項 7 被災者等への的確な情報伝達」(共通- 43 -)を参照

第5項 施設、設備の応急復旧活動

町〔関係各課〕は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備に努める。

第6項 防災訓練の実施

- 1 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- 2 消防機関を始めとする町、県、国の機関、事業者、住民等が相互に連携した訓練を実施する。

その他は、「第2編 第1章 第3節 第10項 防災訓練」(共通- 46 -)を参照

第7項 災害復旧への備え

1 各種データの整備保全

「第2編 第1章 第3節 第11項 2 各種データの整備保全」(共通- 51 -)を参照

2 り災証明書の発行体制の整備

「第2編 第1章 第3節 第11項 3 り災証明書の発行体制の整備」(共通- 51 -)を参照

第1章 災害予防

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

- 第1項 災害情報の収集・連絡・報告
- 第2項 通信手段の確保
- 第3項 町の活動体制
- 第4項 広域的な応援体制
- 第5項 自衛隊災害派遣要請

第2節 救助・救急、医療及び消火活動

- 第1項 救助・救急活動
- 第2項 医療活動
- 第3項 消火活動
- 第4項 惨事ストレス対策

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
- 第2項 交通の確保

第4節 避難の受入れ及び情報提供活動

- 第1項 避難誘導の実施
- 第2項 指定緊急避難場所
- 第3項 指定避難所
- 第4項 要配慮者への配慮
- 第5項 被災者等への的確な情報伝達活動

第5節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の応急復旧活動

- 第1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 第2項 施設・設備等の応急復旧活動

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1項 災害情報の収集・連絡・報告

町〔本部事務局〕、県、県警察、消防機関、自衛隊及びその他防災関係機関は、大規模火災災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、町の災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

町〔本部事務局〕は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

(1) 県への即報基準に該当する火災が発生した場合

県への即報基準に該当する火災が発生した場合の情報連絡ルートを図2-1に示す。

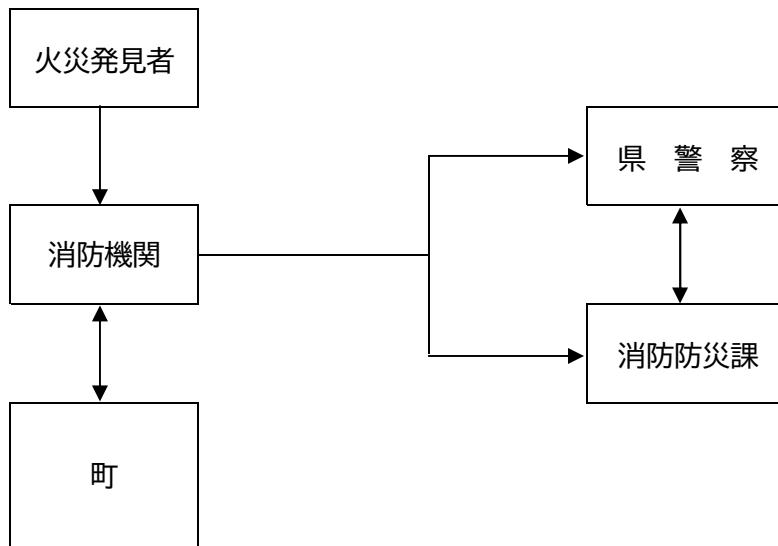


図2-1 県への即報基準に該当する火災が発生した場合の情報連絡ルート

(2) 災害情報連絡室の設置以降

災害情報連絡室設置以降の情報連絡ルートを図2-2に示す。

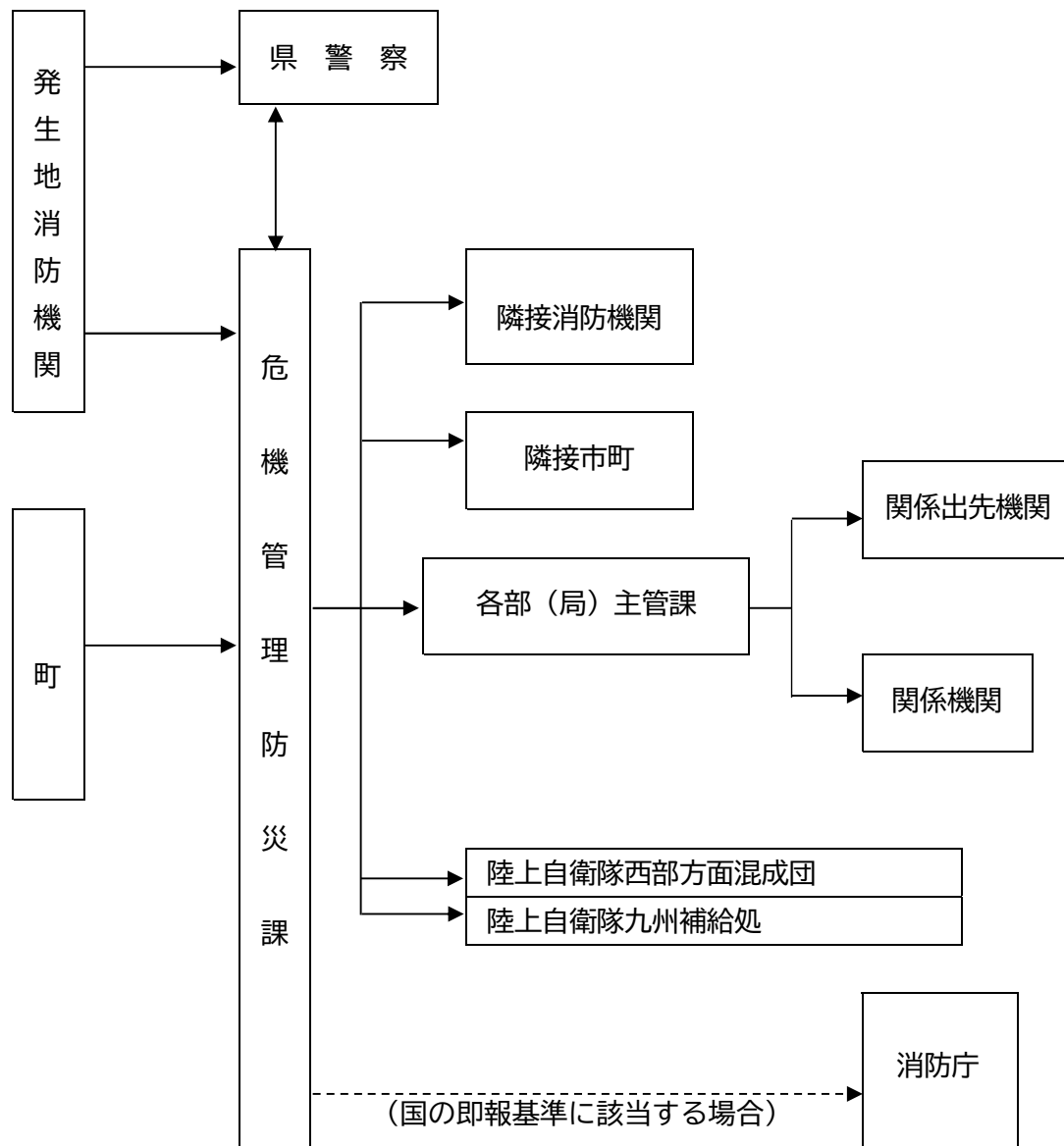


図2-2 災害情報連絡室設置以降の情報連絡ルート

(3) 大規模火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

大規模火災が拡大し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合の情報連絡ルートを図2-3に示す。

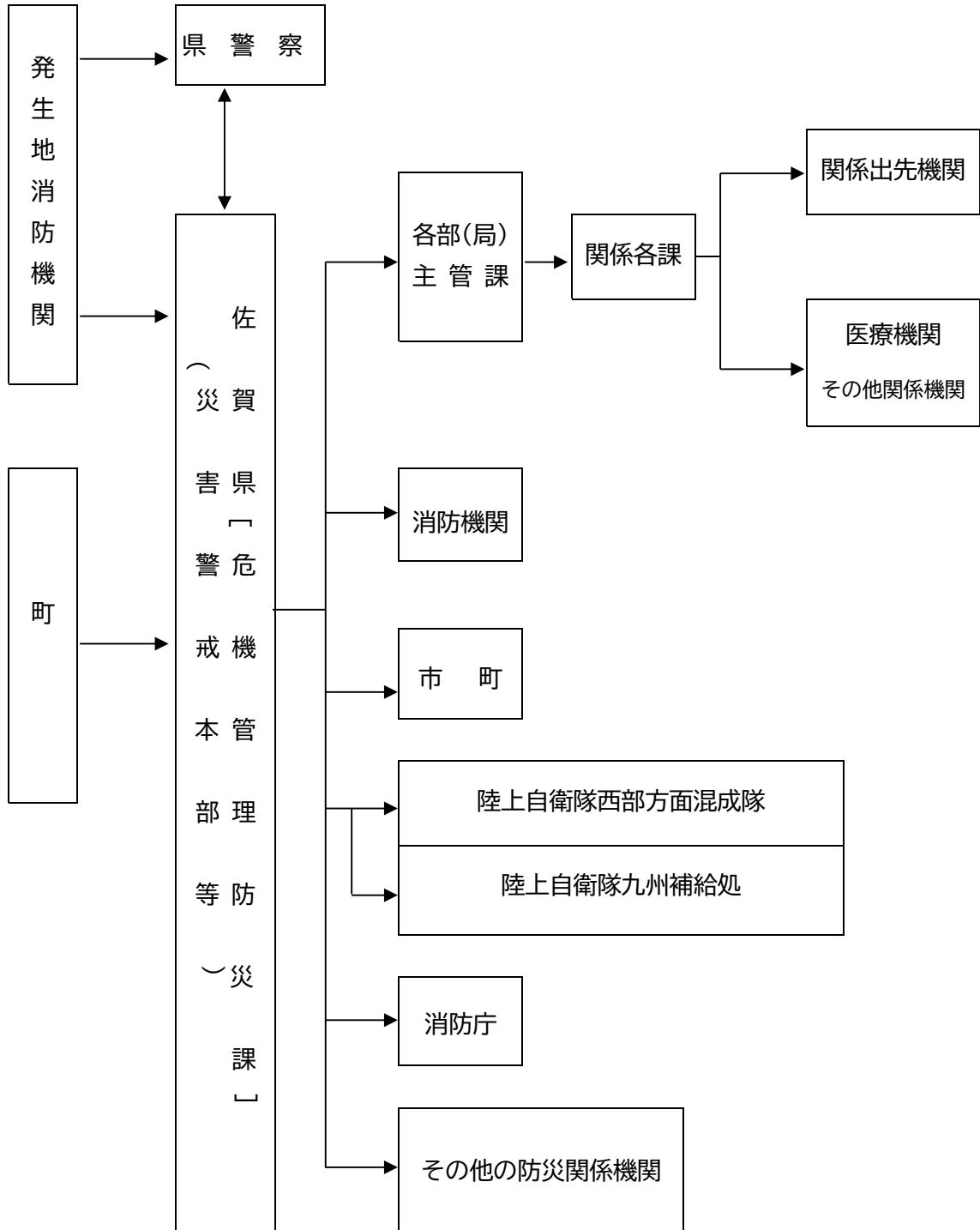


図2-3 災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合の情報連絡ルート

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- 火災発生時刻、発生場所（住所、地番等）
- 概括的被害情報（火災の延焼棟数、火勢等の状況）
- 火勢に対する消防力の状況
- 気象条件等から予測される延焼方向

[第2段階] 災害情報

ア 応急対策に必要な情報

- 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況
- 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
- 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- 住民等の避難状況及び避難場所

イ 応急対策活動情報

- 災害対策本部等の設置状況
- 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集する。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（消防防災課〔総括対策部総括班〕）へ報告する。

イ 町〔本部事務局〕及び消防機関の情報収集と連絡

町〔本部事務局〕及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡する。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

災害情報の収集・連絡系統を図2-4に示す。

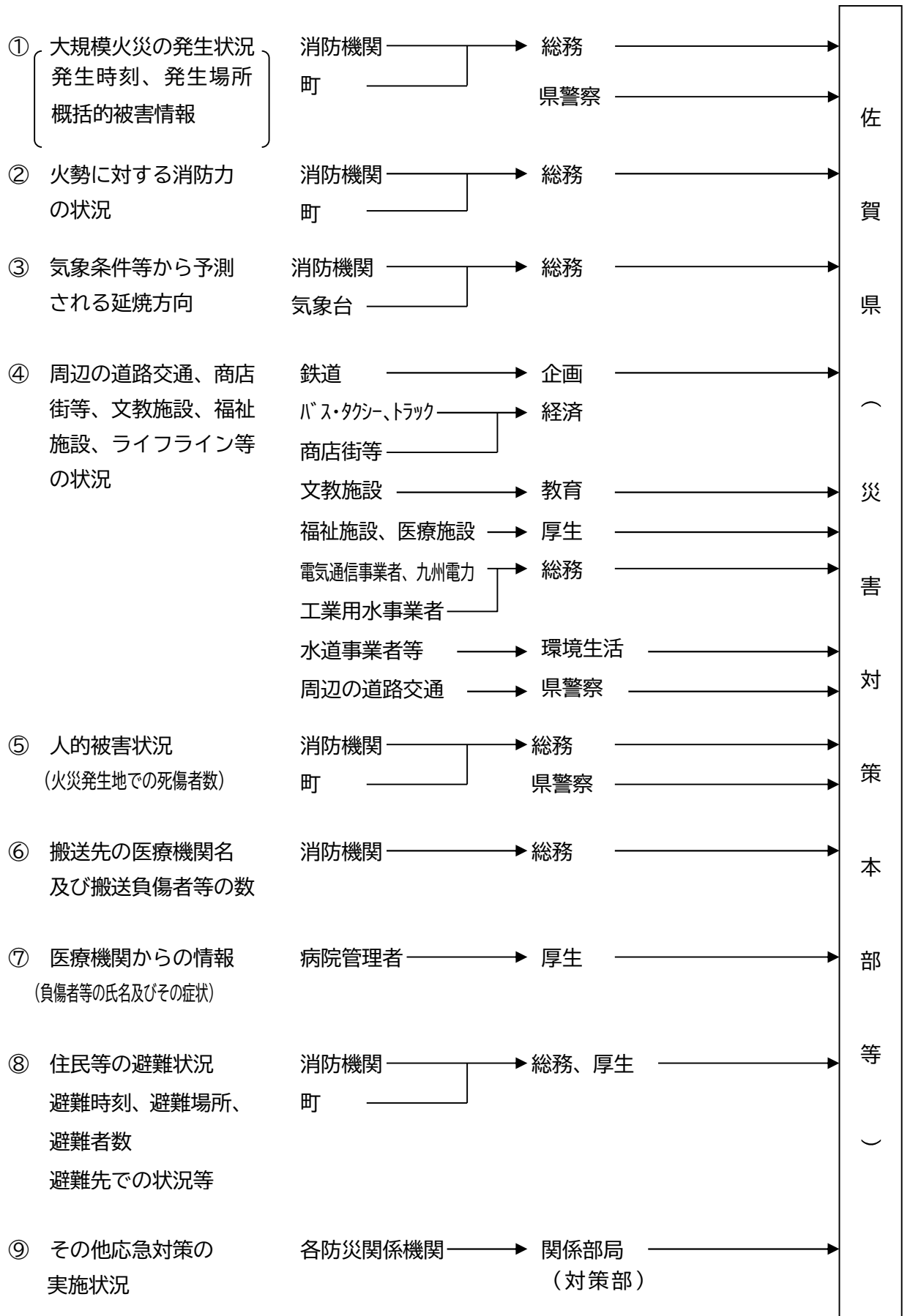


図 2-4 災害情報の収集・連絡系統

3 県、国への被害状況等の報告

町〔本部事務局〕及び消防機関は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び「火災・災害等即報要領」に基づき、被害状況等を報告する。

報告に当たっては、「第2編 第2章 第2節 第1項 3（4）被害状況等の報告」（共通- 61 -）に準じて実施する。

（1）一般基準

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

（2）個別基準

- ア 特定防火対象物で死者が発生した火災
- イ 建物焼損延べ3、000平方メートル以上と推定される火災
- ウ 他の建物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- エ 損害額1億円以上と推定される火災の場合

（3）社会的影響基準

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第2項 通信手段の確保

「第2編 第2章 第2節 第2項 通信手段の確保」（共通- 66 -）を参照

第3項 町の活動体制

「第2編 第2章 第2節 第3項 町の活動体制」（共通- 68 -）を参照

第4項 広域的な応援体制

「第2編 第2章 第2節 第4項 広域的な応援体制」（共通- 76 -）を参照

第5項 自衛隊災害派遣要請

「第2編 第2章 第2節 第5項 自衛隊の災害派遣要請」（共通- 79 -）を参照

第2節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助・救急活動

1 救助・救急活動

「第2編 第2章 第4節 第1項 2 救助・救急活動」(共通- 91 -)を参照

2 救急・救助活動等の応援

「第2編 第2章 第4節 第1項 3 救急・救助活動等の応援」(共通- 92 -)を参照

第2項 医療活動

「第2編 第2章 第4節 第2項 医療活動」(共通- 93 -)を参照

第3項 消火活動

町[本部事務局]及び消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

その他は、「第2編 第2章 第4節 第3項 消火活動」(共通- 97 -)を参照

第4項 惨事ストレス対策

「第2編 第2章 第4節 第4項 惨事ストレス対策」(共通- 98 -)を参照

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

「第2編 第2章 第5節 第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」(共通- 99 -)を参照

第2項 交通の確保

「第2編 第2章 第5節 第2項 交通の確保」(共通- 99 -)を参照

第4節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1項 避難誘導の実施

「第2編 第2章 第6節 第2項 避難誘導の実施」(共通- 103 -)を参照

第2項 指定緊急避難場所

「第2編 第2章 第6節 第3項 指定緊急避難場所」(共通- 103 -)を参照

第2章 災害応急対策

第4節 避難の受入れ及び情報提供活動、

第5節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の応急復旧活動

第3項 指定避難所

1 指定避難所の開設

「第2編 第2章 第6節 第4項 (1) 指定避難所の開設」(共通- 104 -)を参照

2 指定避難所の運営管理等

「第2編 第2章 第6節 第4項 (2) 指定避難所の運営管理等」(共通- 104 -)を参照

第4項 要配慮者への配慮

「第2編 第2章 第6節 第8項 要配慮者への配慮」(共通- 106 -)を参照

第5項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

「第2編 第2章 第6節 第9項 1 被災者への情報伝達活動」(共通- 107 -)を参照

2 町民への的確な情報の伝達

「第2編 第2章 第6節 第9項 2 住民への的確な情報の伝達」(共通- 107 -)を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

「第2編 第2章 第6節 第9項 3 住民等からの問合せに対する対応」(共通- 108 -)を参照

第5節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の 応急復旧活動

第1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

「第2編 第2章 第3節 第1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動」(共通- 87 -)を参照

第2項 施設・設備等の応急復旧活動

「第2編 第2章 第3節 第2項 施設・設備等の応急復旧活動」(共通- 88 -)を参照

第3章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興に係る基本方向の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第3節 計画的復興の進め方

第1項 復興計画の作成

第2項 防災まちづくり

第4節 被災者の生活再建等への支援

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

「第2編 第3章 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定」（共通- 129 -）を参照

第2節 迅速な原状復旧の進め方

「第2編 第3章 第2節 第1項 被災施設の復旧等」（共通- 129 -）を参照

第3節 計画的復興の進め方

第1項 復興計画の作成

「第2編 第3章 第3節 第1項 復興計画の作成」（共通- 138 -）を参照

第2項 防災まちづくり

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

その他は、「第2編 第3章 第3節 第2項 防災まちづくり」（共通- 138 -）を参照

第4節 被災者の生活再建等への支援

町〔関係各課〕は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制の構築に努める。

その他は、「第2編 第3章 第4節 被災者等の生活再建等の支援」（共通- 139 -）を参照

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

町〔企画商工課〕は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

その他は、「第2編 第3章 第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援」（共通- 148 -）を参照